「歯科技工所開設届け出等整備推進事業からみる実態と歯科技工所管理職別番号付与の現況」 (教養課程)

抄録:近年、医療従事者である歯科技工士(有資格者)には、安心・安全の担保された歯科補てつ物(もの=医療機器)を国民に供給していくことを義務として強く求められている。これは、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第145号)をはじめ、各発出通知20から容易に推測できる。従来から良質な歯科補でつ物といえば、歯科医師の指示を受け、咀嚼、嚥下、発音、審美などの機能回復させる「もの」として扱われてきた。もちろん、現在もここには変わりはないが、無資格者による歯科技工や海外委託が問題視されたことで、トレーサビリティの確保された「もの」が良質な歯科補でつ物に必要な要件として追加されたのである。つまり、資格をもった歯科技工士(人)が適正な歯科技工所(場所)で適正な機材を用いて製作された歯科補でつ物(もの)であることを国民に実証するには、委託過程や製作過程を後に追跡・把握できる状況にしておかなければならないということになる。

(公社)日本歯科技工士会(衡科技工所管理委員会)は、地域組織(都道府県歯科技工士会)の理解と協力により、歯科技工所届出整備推進事業を実行してきた。そして、「歯科技工所開設届け出調査一覧〔第3版〕」を社員総会(2017.6.17 開催)において配布し、同時に歯科技工所番号³)(当会名称:管理識別番号)付与の具現化の可能性を告知し、会員の期待感は高まった。しかし、その後、厚生労働省の意向とは異なり、総務省は歯科技工所番号の付与に必要な法(制度)が整備されていないとの理由から、歯科技工所番号付与の具現化に難色を示し、新たな難局に立ってしまったところである。だが、そもそも歯科技工所届出整備推進事業を開始した当初から、法(制度)の未整備は(公社)日本歯科技工士会(歯科技工所管理委員会)で認知されているため、法(制度)の整備に有効なエビデンス(根拠)は歯科技工所屈出整備推進事業から獲得できている。したがって、今後は日本歯科技工士会、地域組織、日本歯科技工士政治連盟、議員連盟は厚生労働省と一体化し、有効な根拠を示しながら総務省に法(制度)の整備を要望していくことが急務である。